

○大子町地域おこし協力隊員設置要綱

平成25年10月1日

告示第59—2号

(設置)

第1条 人口減少や少子高齢化等の進行が著しい本町において、三大都市圏等の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知。以下「総務省推進要綱」という。）に基づき、大子町地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を置く。

（令4告示47—3・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、「三大都市圏等」とは、総務省が定める特別交付税交付措置に係る地域要件確認表において、町内に転入した場合に、特別交付税交付措置の対象となる地域をいう。

（令4告示47—3・全改）

(任用又は委嘱)

第3条 隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長が任用し、又は委嘱する。

(1) 三大都市圏等に生活の拠点がある者で、隊員を任用され、又は委嘱されることに伴い、町内に生活の拠点を移すこと、及び住民基本台帳の住所を町内に異動することについて了承している者。ただし、任用され、又は委嘱される前に既に町内に定住し、又は定着している者を除く。

(2) 過疎地域の活性化に意欲があり、集落になじむ意思のある者

(3) 心身ともに正常な状態で、誠実に職務を遂行できる者

2 前項の規定により任用され、又は委嘱された隊員は、速やかに住民基本台帳の住所を町内に異動しなければならない。

3 隊員の任用期間又は委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができる。ただし、任用期間又は委嘱期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

（令4告示47—3・全改、令7告示40—4・一部改正）

(職務)

第4条 隊員は、地域力の維持及び強化に資する次に掲げる職務を行う。

- (1) 農林業への従事等に関する活動
- (2) 水源の保全及び監視に関する活動
- (3) 環境の保全に関する活動
- (4) 住民の生活支援に関する活動
- (5) 地域おこしの支援に関する活動
- (6) 地域行事及び伝統芸能等に関するコミュニティ活動
- (7) 交流人口の拡大に関する活動
- (8) 地場産品の販売及び加工品の開発に関する活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域力の維持及び強化に資するために必要な活動  
(解任又は解職)

第5条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任し、又は解嘱することができる。

- (1) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 本人から委嘱の取消しの申出があったとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない行動があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、隊員として不相当と認める行為があったとき。

(令4告示47-3・追加)

(身分)

第6条 隊員の身分は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 任用による隊員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員
- (2) 委嘱による隊員 委託契約等による受託者

2 前項第2号に規定する隊員は、活動に従事するときは、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係人から求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(令4告示47-3・追加)

(報告)

第7条 隊員は、毎月の活動状況を町長に報告しなければならない。

(令4告示47-3・追加)

(遵守事項)

第8条 隊員は、この要綱その他関係法令を遵守し、常に活動を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

2 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。退任し、又は解嘱されたときも同様とする。

(令4告示47-3・追加)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

(令4告示47-3・旧第5条繰下・一部改正)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年告示第7-4号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第47-3号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年告示第40-4号)

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

（表）

<b>身 分 証 明 書</b>	
写真	氏 名
	生年月日
	上記の者は、大子町地域おこし協力隊員設置要綱第1条に 規定する地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。
	有効期限            年        月        日まで
大 子 町 長	印

（裏）

<b>注 意</b>
1 この証明書は、活動を行うときは常に携帯し、関係人から求めがあったときには、これを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4 この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、又は解嘱等により資格を失ったときは、直ちに発行者に返還しなければならない。

別記様式（第6条関係）

（令4告示47—3・追加）